


# 施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S00257	住所(所在地)	松阪市京町507番地2					
			施設名称	観光情報センター(会館)							
			根拠条例	松阪市観光情報センター条例	設置年度	昭和61年度					
			担当部署	産業経済部 観光交流課	財産区分	12 公共用財産					
	設置目的	観光、物産に関する情報の収集及び提供業務 観光客の誘致に関わる事業の実施、宣伝(観光PR)業務									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	商業地域		駐車場(収容台数)	なし(民間有料駐車場)			
	土地	敷地面積	94.63 m <sup>2</sup>	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	会館		構造・階数	鉄骨(4mm超)・地上3階・地下0階					
		用途	事務所		建築年月日	昭和61年 9月18日	建物取得費	51,980,000 円			
		延床面積	160.05 m <sup>2</sup>		所有者	市		耐震基準	新耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	不要		耐震補強(実施年月)	不要					
	万歴大 円・規 模以 上画 改修 (3等 0の 0履)	実施年度	平成25年度		対象建物	会館		改修内容	費用(税込)		
								窓枠改修工事	16,065,000円		
	リスク・高機能化対応度	機械警備、消防点検 実施 自動ドアなし。エレベーターなし。3階 給排水設備なし。									
	管理・運営上の問題点	観光案内業務等を行うことを主たる目的とした施設であり、現在、一般社団法人 松阪市観光協会にこれらの業務委託を行っているが、地域の観光資源や物産全般についての専門的な知識を要する業務であることから、案内を行う人材の育成については、長期的なスパンで行う必要がある。									
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	もともと地域の観光振興を担う団体を育成していくという目的も含め、行政が主導的に関わってきた松阪市観光協会(現在は一般社団法人)が管理運営に関わっており、3階フロアは、この(一社)松阪市観光協会が事務所として使用している(使用料免除)。									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	9:00~18:00		休館日	12月30日~翌年1月2日		運営形態	委託			
	委託期間(指定管理の場合)	自	平成26年4月1日			至	平成27年3月31日				
	管理者・運営者名	一般社団法人 松阪市観光協会		業務内容	観光案内業務						
	正規職員	0.30 人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.30 人	
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費						
	維持管理経費				2,093,122		運営・事業等経費			6,868,800	
	光熱水費				1,104,470		指定管理委託料				
	保守点検委託料				557,820		その他の経費				
	賃借料				33,828		観光案内業務等委託料			6,868,800	
	修繕費				188,060		②小計			6,868,800	
その他の経費				208,944		財源					
人件費				2,171,400		補助金等収入					
職員等				2,171,400		使用料等収入			1,528,250		
非常勤職員				0		その他収入					
①小計				4,264,522		③年間収入合計			1,528,250		
④合計(①+②)-③				9,605,072 円		市民一人あたりのコスト			57.17 円		
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)				
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)			
	来館者数		人	19,343	30,032	30,390	—				
	類似機能を有する公共施設		なし	近隣にある公共施設			まつさか交流物産館				
	特記事項	建物2階フロアは、喫茶店が使用。 ((年間)使用料:103,6800円、光熱水費:491,450円)									